

2021年度 文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」要項

文教大学緊急特別奨学金は、文教大学独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金です。このたび、従来の募集に加え「新型コロナウイルス」による影響で家計が急変し、修学の意味があるにも関わらず、学業を継続することが困難(学生生活を維持することが困難)な学生に対する募集を行うこととし、緊急に受付を行います。

文教大学緊急特別奨学金(以下、緊急特別奨学金)は、「在学中に1度のみ」給付を認める奨学金ですが、本要項で募集する奨学金は、新型コロナ対応の特例として、過去に緊急特別奨学金を受給している方の申請を認めるほか、本奨学金を受給した場合も次年度以降の緊急特別奨学金への申請を制限しないこととします。

1. 対象者

学部1～4年生

2. 支給額

授業料の半額(半期分授業料)を上限とする。 ※2020年度実績:10万円～授業料の1/4額

3. 出願方法

下記の期間に出願書類を各校舎の提出先に郵送(レターパック)でしてください。

(1) 出願期間

【春学期】2021年7月1日(木)～2021年8月13日(金)[最終日消印有効]

【秋学期】2021年12月13日(月)～2022年1月14日(金)[最終日消印有効]

(2) 提出先

所属校舎により提出先が異なりますので注意してください。

【越谷校舎学生】

〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島3337 文教大学越谷学生課コロナ奨学金係

【湘南校舎学生】

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100 文教大学湘南教育支援課コロナ奨学金係

【東京あだち校舎学生】

〒121-8577 東京都足立区花畑5-6-1 文教大学東京あだち教育支援課コロナ奨学金係

4. 出願資格

下記の要件を全て満たす者

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、2020年1月以降に家計が急変し、学生生活の維持が困難な者
- (2) 別に定める家計基準(6.家計基準)を満たしている者
- (3) 標準修得単位数を満たしている者(下表参照)

【教育学部(2020年度以降入学生)・人間科学部・文・情報学部・国際学部・経営学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	16単位	32単位	48単位	64単位	80単位	96単位	112単位

【教育学部(2019年度以前入学生)・健康栄養学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	17単位	34単位	51単位	68単位	85単位	102単位	119単位

※各セメスター終了時に修得が必要な単位数です。

- (4) 留年していない者(休学による場合は除く)
 - (5) 過去に文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」を受給していない者
- ※授業料納入の有無は問わない ※外国人留学生の出願も可

5. 家計急変の事由

新型コロナウイルスの影響による下記①～⑤に該当する収入減であること。

- ①家計支持者が失職・退職（非自発的失業に限る 注2参照）による収入減（※既に再就職等していても収入が下がっている場合は対象）
- ②家計支持者の経営する会社（あるいは勤務先）の倒産による収入減（※既に再就職等していても収入が下がっている場合は対象）
- ③家計支持者が経営する会社の経営不振による収入減
- ④家計支持者が勤務する会社等からの給与の減少
- ⑤「学生本人」のアルバイト収入等の減少（専ら授業料を学生本人が工面している場合）

（注1）家計急変の事由は、願書記載内容及び添付書類で証明（説明）する必要があります

（注2）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードに該当する場合をいいます。

離職理由コード	
IA (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
IB (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12ヵ月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12ヵ月未満）

6. 家計基準

以下（1）（2）のいずれかを満たす者

（1）「5. 家計急変の事由 ①～④」に該当する場合、家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の新型コロナウイルスの影響による家計急変により、2021年の収入見込（年収）が、2019年（または2020年）の年収と比較して2割以上減少し、下記の金額に相当するとみなせる者

①給与所得者

給与収入が672万円以下である者

②給与所得者以外

所得が305万円以下である者

③給与収入と給与所得以外の両方の収入がある者

給与収入と給与外所得の合計が672万円以下であり、かつ給与外所得が305万円以下である者

（2）「5. 家計急変の事由 ⑤」に該当する場合、下記の①～③のいずれかに合致する者

- ①新型コロナウイルスの影響により、学生本人の2021年のアルバイト等の収入見込（年収）が、2020年の年収と比較して2割以上減少する見込みであり、且つ、本人の2020年の年収（奨学金を利用している場合はその額（貸与額・給付額・減免額）を合わせた合計額）が年間の学納金の額を超えている者。
- ②2021年度から学生本人が授業料を工面することになった者のうち、2020年の収入が少なく①の基準を満たせない者は、新型コロナウイルスの影響により2021年のアルバイト等の収入見込（年収）が、当初想定していた収入（年収）と比較して2割以上減少している場合で、且つ、奨学金（貸与型または給付型のいずれも可）を利用している者（申請中の者を含む）。（2021年度入学者のみ）
- ③2020年度に2020年度の授業料を工面しようとしていた者で、新型コロナウイルスの影響により、2020

年のアルバイト等の収入（年収）が、当初想定していた収入と比較し 2 割以上少なかった者で、且つ、奨学金（貸与型または給付型のいずれも可）を利用している者。（2018～2020 年度入学者のみ）

7. 支給方法

① 出願時の学期の学納金を納入済の者

出願時に指定した口座に全額一括で振り込みます。

② 出願時の学期の学納金を未納の者

- ・ 給付額は学納金に充当します。
- ・ 給付額を差し引いた学納金振込用紙（一部学納金振込用紙）を発行しますので、一部学納金振込用紙を利用して学納金の一部を納入してください。一部学納金振込用紙での納入確認後、奨学金を財務課窓口で現金でお渡しします。受領書を記入し、その場で学納金の差額（＝奨学金と同額）を納付してください。

※なお、一部学納金振込用紙を発行後も学納金が納入されなかった場合、採用は取り消され、学納金未納の為の除籍の手続に進むこととなりますので注意してください。

8. 出願書類

下記の①～③のうち、該当する書類を揃えて提出してください。

NO	提出書類	備考
全員提出が必要な書類		
①	文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」願書 [原本]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 押印はシャチハタ等スタンプ印不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・ 保証人の署名・押印以外の項目は、すべて出願する学生本人が記入すること。
②	奨学金振込口座届 [原本]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生本人口座を記入すること
③	新型コロナウイルスによる家計急変を証明する書類 [コピー可]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方公共団体又はその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する<u>公的支援の受給証明書</u>（例：持続化給付金、社協の緊急小口支援、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など ※国の特別定額給付金（一律 10 万円）は除く） ・ 給与支払者等から発行された文書 <p>※証明書類が用意できない場合、本学指定書類を提出すること</p>

NO	提出書類	備考
「6. 家計基準(1)」(家計支持者の減収)で出願する場合に提出が必要な書類		
④	所得証明書(父母両方) コピー可 ※2019年と2020年分の2年分	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年、2020年の年収を確認します。 ・市区町村役所で発行 ・無職無収入でも提出してください。 ・2019年と2020年分(2020年1月～12月)の実績が記載されたものがが必要です。 ※収入・所得金額欄が「****」等で目隠しされているものは受理できません。金額を記載するためには、当該年度の所得について、予め市民税の申告(収入の無い方は無収入であることを申告)をする必要があります。お住まいの市区町村にて、当該年度の所得を申告した上で、所得金額が記載された所得証明書を取得してください。(市民税申告の詳細はお住まいの市区町村にお問合せください。)
出願時点までの収入を証明する書類(次のア～カに該当するものすべて)(父母両方) コピー可		
⑤	ア) 給与所得者	2021年1月から出願時点までの毎月の給与明細(給与明細添付台帳(本学指定書式)に添付)
	イ) 給与外所得者(自営業者等)	所得見込申告書(本学指定書式)
	ウ) 年金受給者	遺族年金受給額がわかる書類
	エ) 雇用保険受給者	雇用保険受給金額がわかる書類(雇用保険受給者証明書等)
	オ) その他の収入がある者	その収入を証明する書類(年収見込証明書(本学指定書式)に添付)
	カ) 無収入の者	無収入誓約書(本学指定書式)
出願時以降の収入見込みを証明する書類(次のア～カに該当するものすべて)(父母両方) コピー可		
⑥	ア) 給与所得者	年収見込証明書(本学指定書式)
	イ) 給与外所得者(自営業者等)	⑤-イ)で兼ねるので不要
	ウ) 年金受給者	⑤-ウ)で兼ねるので不要
	エ) 雇用保険受給者	⑤-エ)で兼ねるので不要
	オ) その他の収入がある者	⑤-オ)で兼ねるので不要
	カ) 無収入の者	⑤-カ)で兼ねるので不要
家計急変を証明する書類(次のア～エに該当するもの) コピー可		
⑦	ア) 家計支持者の失職・退職(自己都合は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等 ※離職年月日と自己都合でない失業の事実(「倒産」「解雇」等)が判断できるもの
	イ) 家計支持者が経営する会社(又は勤務先)の倒産	廃業証明書(廃業届の写し)、取締役会議議事録など
	ウ) 家計支持者が経営する会社等の経営不振	以下の①②③のすべて ①2019年の確定申告書の控 ②2020年の確定申告書の控 ③所得見込申告書(本学指定書式)
	エ) 家計支持者が勤務する会社等からの給与の減少	以下の①②③のすべて ①2019年の源泉徴収票 ②2020年の源泉徴収票 ③急変前3ヶ月分を含み直近までの給与明細

NO	提出書類	備考
	「6. 家計基準(2)」(本人の減収)で出願する場合に提出が必要な書類	
⑧	所得証明書(学生本人) コピー可	・市区町村役所で発行(発行可能な最新のもの)
	【全員】 2020年の所得証明書	
	【6. 家計基準(2)の③で出願する場合】 2019年の所得証明書	
⑨	出願時点までの収入を証明する書類(次のア・イの両方) コピー可	
	ア) アルバイト等の収入がある者	2021年1月から出願時点までの毎月の給与明細 (給与明細添付台帳(本学指定書式)に添付)
	イ) 奨学金を利用している者	奨学生証等(JASSO利用者は提出不要)
	ウ) その他の収入がある者	その収入を証明する書類 (年収見込証明書(本学指定書式)に添付)
	エ) 無収入の者	無収入誓約書(本学指定書式)
⑩	出願時以降の収入見込を証明する書類	
	ア) アルバイト等の収入がある者	勤務先発行の年収見込がわかる書類
	イ) 奨学金を利用している者	⑨-イ)で兼ねるので不要
	ウ) その他の収入がある者	⑨-ウ)で兼ねるので不要
	エ) 無収入の者	⑨-エ)で兼ねるので不要
⑪	事情書(指定書式)	授業料を学生本人が工面していることを説明する書式

※コピー可とある書類は、原本の記載内容を正確に確認できれば、FAX受信したもの、写真データをプリントアウトしたものなど、書式は問いません。

※上記の書類に加え、事実関係を明らかにするための書類の提出を求める場合があります。

※外国人留学生で、記載の書類が用意できない場合は、学生課または教育支援課に問い合わせてください。

9. 選考結果発表(予定)

春学期

10月下旬

採用者発表

秋学期

2月下旬

採用者発表

10. 特記事項

- ・学内の他の奨学金、他団体の奨学金の受給者も出願可能です。文教大学奨学金、高等教育の修学支援新制度等にも出願可能(併給可能)です。
- ・出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・採否の理由はお答えできません。
- ・虚偽の申請により奨学金の受給した場合は、給付済の奨学金の返還を求めるとともに、懲戒処分の対象とする場合があります。
- ・「1回目(春学期支援)」に採用された場合、「2回目(秋学期支援)」には出願できません。
- ・緊急特別奨学金は、「在学中に1度のみ」給付を認める奨学金ですが、本要項で募集する奨学金は、新

型コロナ対応の特例として、過去に緊急特別奨学金を受給している方の申請を認めるほか、本奨学金を受給した場合も次年度以降の緊急特別奨学金の申請を制限しません。

以上